平成２５年（フ）第４８５７号
長野県松本市渚２丁目７番20号
破産者　Ｊ－ｃｏｍ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５８号
東京都中野区野方４丁目41―10―１―Ｅ
破産者　国本千穂枝
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５９号
静岡県静岡市駿河区小鹿1722番地の１
破産者　株式会社アレックス
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８６０号
静岡県静岡市駿河区小鹿73―17
破産者　滝口　　巖
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９１８号
東京都港区台場２丁目２番地２号タワーズダイバウエスト1804号室
破産者　株式会社リアン
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０６３号
茨城県坂東市沓掛4490―11
破産者　内藤　絹子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１００号
東京都八王子市松木51番地７
破産者　株式会社オリゼー
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１０１号
東京都練馬区東大泉２丁目22―３　センチュリーハイツ７―103
破産者　南山　裕司
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１０５号
東京都江戸川区西葛西３丁目３番13―406号
破産者　有限会社テクノターツ
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２９３号
東京都板橋区徳丸３丁目２－３　エミネンスコート３Ｆ
破産者　平林　康宏
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２９８号
東京都新宿区西新宿７丁目15番12号豊栄ビル４階
破産者　株式会社クラッチ
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２９９号
東京都新宿区中落合３丁目９－５―403
破産者　遠藤　英樹
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３４１号
東京都江戸川区大杉４丁目23―５
破産者　佐藤　和子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４１９号
東京都江東区亀戸６丁目57番７―603号
破産者　株式会社エスアンドアイ
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４８０号
東京都新宿区北新宿４丁目21番３号
破産者　株式会社エヌディーアール
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４８１号
東京都新宿区北新宿４丁目３番５号
破産者　株式会社ＲＯＳＳＯ　ＣＯＲＳＡ
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１３号
東京都江戸川区松江１丁目７番６号
破産者　有限会社石塚麺業
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１４号
東京都江戸川区本一色２丁目13―25　アゼリー江戸川
破産者　石塚　保男
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１５号
東京都江戸川区松江１丁目７―６、開始決定時の住所東京都江戸川区松江１丁目11―３―103
破産者　石塚　栄子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１６号
山梨県北杜市明野町上手520番地　グリーンヒルホーム、開始決定時の住所東京都江戸川区松江１丁目11―３―103
破産者　石塚　　竜
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１７号
東京都江戸川区松江１丁目７―６
破産者　石塚　利雄
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５２７号
東京都荒川区西尾久７丁目19番４号
破産者　株式会社日本ベスト
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部